

JOCジュニアオリンピックカップ大会事業 実施要項

公益財団法人 日本オリンピック委員会

1. 主 旨

本会が実施する選手強化事業ジュニア対策の一環として、ジュニア競技大会の質的向上を図り、大会における優秀な選手及びその指導者を対象に表彰等を行うことにより、スポーツを通じ、オリンピズムを体現する人間力あふれる若者を育成するとともに、将来、オリンピック競技大会や世界選手権大会等において活躍が期待できるジュニア選手の発掘、育成を図る。

2. 事 業

本会は、上記主旨を達成するため次の諸事業を実施する。

(1) 「JOCジュニアオリンピックカップ大会」の認定

以下のとおり、本会加盟団体（以下、「加盟団体」という）より申請されたジュニアを対象とする国内大会のなかより、審査の上、「JOCジュニアオリンピックカップ大会」を認定する。

ア 認定を希望する加盟団体は、対象となる大会の概要を開催要項と併せて開催前年度迄に、本会に申請するものとする。

イ 認定した大会に対し、「JOCジュニアオリンピックカップ大会」の名称を付与する。

ウ 大会終了後、当該加盟団体は、JOCジュニアオリンピックカップ受賞者名及び大会報告書を本会まで提出する。

3. その他

加盟団体は、大会運営に関して、以下の事項を遵守する。遵守を怠った場合、本会は、加盟団体に対し、当該年度及び翌年度以降の認定の取り消し等の措置を取ることができる。

(1) 「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」に賛同し、その趣旨を周知すること。

(2) 本会の定める「JOCジュニアオリンピックカップ大会名称及びチームエンブレムの使用などに関する注意事項」を遵守すること。

<付記> 本要項は、令和5年度より実施する。

平成14年 4月 1日 一部改訂

平成19年 3月 8日 一部改訂

平成19年11月 13日 一部改訂

令和 2年 4月 1日 一部改訂

令和 2年 11月 9日 一部改訂

令和 4年 1月 31日 一部改訂

令和 5年 1月 31日 一部改訂